

静岡県告示第966号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成28年10月28日

静岡県知事 川勝平太

1 見高特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

賀茂郡河津町見高地内田尻川河口を起点として、同川を約0.4km北進し国道135号線の交点に至り、同地点から国道135号線を下田方向に約1.8km進み、河津トンネル入り口から片瀬山山頂に至り、尾根づたいに城山山頂を通り分譲地を囲むようにして進み、分譲地の道路終点から町道赤松虎丸線へ入る。同地点から町道赤松虎丸線を約1.2km進み町道見高2号線との交点に至り、町道見高2号線を北進し約2.3km進み町道見高入谷1号線と合流し約0.3km進むと町道仲ヶ野向畑線との交点に至る。同地点から根木の田に向かい町道仲ヶ野向畑線を約1.1km進むと町道見高向畑根木ノ田岩高線との交点に至り、町道見高向畑根木ノ田岩高線を約0.3km進むと東伊豆町との境界に至る。同地点から境界線に沿って約2.0km南東へ進み海岸線との交点に至り、海岸線に沿って南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

358ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

2 高通山特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

松崎町と南伊豆町との町境と国道136号線との交点を起点とし、町境を高通山山頂に向けて西に進み山頂に至り、山頂から町境を南西に下り、波勝崎遊歩道との交点に至る。同地点から波勝崎遊歩道を遊歩道に沿って南に進み、風早橋に至り、同橋から沢に沿って東進し尾根に至る。尾根づたいに南進し山頂に至り、山頂から町道雲見伊浜線に向けて尾根づたいに東に進み国道136号線との交点に至り、国道136号線を南伊豆方面に南進し起点に至る線を結んだ一帯の地域

(2) 面積

120ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

3 浅畑特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道川合加藤島線と市道川合南沼上自転車歩行者道線との交点を起点とし、市道川合南沼上自転車歩行者道線を西進して巴川を渡り、巴川右岸沿いに南進して安東川との合流点に至り、同合流点から安東川左岸沿いに西進し市道南千代田1号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道観山排水路添線に至り、同所から同市道を斜川沿いに北東進し農道岳美1号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し市道池ヶ谷南4号線を経て農道観山3号線との交点に至り、同所から麻機鳥獣保護区との境界に沿って東進し同鳥獣保護区を左回りで辿り、農道遊水地外回り線と市道南3号線との交点に至り、同地点から同市道を北西進し市道麻機街道線との交点に至り、同所から同市道を北東進し県道山脇大谷線との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道羽高2号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道北農協前線、北中の条池ヶ谷線を経て市道北宮の前2号線との交点に至り、同所から同市道に沿って東進し市道北東3号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道北用水道2号線との交点に至り、同所から同市道を東進し農道上坂谷津隧道線に入り谷津トンネルを経て市道上土長尾線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道瀬名岩鼻線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、新田橋を渡り、瀬名土地区画20号線を経て、県道平山草薙停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し、市道瀬名7号線との交点に至り、同市道を南西進し、市道瀬名9号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、水梨橋を渡り市道上土長尾線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道川合南沼上線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、起点に至る線により囲まれた区域

(2) 面積

562ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 菊川カントリークラブ周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

東海道新幹線と市道塩ノ谷2号線との交点を起点とし、市道塩ノ谷2号線を北上し、市道塩ノ谷8号線、市道塩ノ谷9号線、市道潮海寺富田線をとおり、市道寺尾本線を北上し、市道公文名富田線との交点に至る。市道公文名富田線を東進し、市道東富田線をとおり、東海道新幹線との交点に至り、東海道新幹線に沿って西進し起点に至る一円の区域

(2) 面積

168ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 千浜特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道大東・相良線と県道中方・千浜線が交差する所を起点として県道中方・千浜線を北進し、市道鷺田糸繰線との交点に至る。同地点より同線を東進し、県道大東・菊川線との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道大東・相良線との交点に至る。同地点より同線を西進し、起点に至る線で囲まれた区域

(2) 面積

52ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 和田公園周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道吉田大東線と市道牛渕矢田部線との交点を起点とし、県道吉田大東線を東進し、県道菊川榛原線に至り、県道菊川榛原線を東南に進み、市道和田牛渕線との交点に至る。市道和田牛渕線を南下し、市道牛渕矢田部との交点に至り、市道牛渕矢田部線を北上し起点に至る一円の区域

(2) 面積

62ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 太田入出特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

国道301号線が入出太田川と接する点を起点とし、同地点より国道301号線を北上し、県道太田中原線との交点に至り、同地点より県道太田中原線を西進し、大規模農道との交点に至り、同地点より大規模農道を北上し、主要地方道豊橋大知波線との交点に至り、同地点より主要地方道豊橋大知波線を東進し、湖西市大知波1243番地の6と国道301号線と接する地点に至り、同地点より国道301号線を南下し、湖西市大知波1275番地地先の前河岸橋に至り、同地点より浜名湖岸に沿って東進し、湖西市入出正太寺鼻と浜名湖水面に接する地点に至り、同地点より浜名湖に沿って南下し、湖西市入出474番地の5と浜名湖水面に接する地点に至り、同地点より入出太田川左岸展望に沿って西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

427ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））